

飼い主のいない猫の 不妊去勢手術費補助金を交付しています

町では、望まない猫の繁殖を抑制し、町民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費に対し、補助金を交付します。

交付対象

町内に生息していて所有者又は管理者がいない猫。
補助金交付の対象となる方は、町内に居住する方、または町内で活動する団体で、動物病院で対象となる猫に手術を受けさせた方です。

申請方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添えて町民課環境衛生係に提出してください。
申請書は、町民課環境衛生係でお渡しします。

申請受付

令和7年3月31日(月)まで
※年度途中で申請額が予算額に達した場合は、受付終了とします。

必要書類

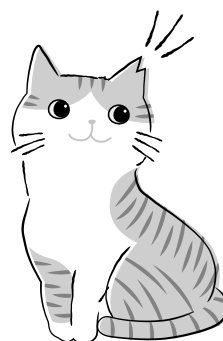
- ・申請書(獣医師の証明必要)
- ・手術費の領収証の原本
- ・手術前および手術後の写真
(手術済みの識別ができるよう耳カットしたことが分かるもの)

補助金額

手術に要した費用の2分の1以内の額
【上限額】
不妊手術 上限 10,000円／1回
去勢手術 上限 5,000円／1回

遵守事項

- ・手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。
- ・手術後の飼い主のいない猫を捕獲場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- ・手術後の飼い主のいない猫は、当該手術済みであることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。



問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114

ごみの不法投棄、 ポイ捨ては犯罪です!



ごみをみだりに捨ててはいけないことは誰もが知っていることです。
しかし、町にはごみが用水路や道端に捨てられているという苦情・相談が多く寄せられています。「**少しくらいなら**」「**誰も見てないから**」「**先に誰かが捨てているから**」「**面倒だから**」等と、道路、公園、空き地、河川、山間部などにごみを捨てる人が後を絶ちません。
しかし、これらの行為は不法投棄という犯罪行為となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。

また、ごみのポイ捨ては、自然環境や生活環境を悪化させるだけでなく、新たなごみが捨てられる要因となり、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」や「軽犯罪法」などにより禁止されています。

一人ひとりが、ごみの適正処理を行い、美しい街づくりに取り組みましょう!

＼犬のフンを片付けましょう!／

犬のフンの始末について、単に道路脇の花壇や畑にフンを埋める行為も、ごみのポイ捨て(不法投棄)です。犬のフン・尿の後始末は飼い主の皆さんの責任です。散歩をするときは、スコップとフンを持ち帰る袋を携帯し、必ず持ち帰って適正に処理してください。



問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114